

## 海運自由化共同声明(仮訳)

(共同提出国)

オーストラリア、カナダ、チリ、中国、クロアチア、キプロス、チェコ、ドミニカ共和国、エストニア、EC 及び各加盟国、ガンビア、グルジア、ガテマラ、香港、アイスランド、インド、日本、韓国、キルギス、ラトビア、リトアニア、マレーシア、マルタ、メキシコ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、パナマ、パキスタン、パプアニューギニア、ペルー、ポーランド、ルーマニア、シンガポール、スロベニア、スイス、台湾

1. 我々は、2001年11月ドーハにて開催された第4回閣僚会議において採択された閣僚宣言に従い、海運サービスを含むサービス貿易についてリクエスト・オファー方式による交渉が開始されたことに勇気づけられている。
2. 海上輸送は世界貿易の重要な担い手であり、世界貿易量の5分の4の貨物(容積比率)が海上輸送されている。海上輸送貿易は、コンテナ輸送量で年率約9%の成長を続けている。海上輸送は、国際貿易を支える存在であるばかりではなく、多くの国において自国のGDPに直接貢献する輸出サービスであり、その重要性に鑑み、海運サービス分野における実質的な自由化合意は、今次貿易交渉ラウンド全体の成功を確保する上で極めて重要である。
3. 確実かつ効率的で費用対効果の高い海上輸送サービスの全世界的輸送網へのアクセスは、価格弾力性の高い製品の輸出が経済活動の太宗を占める開発途上国及び後発開発途上国を含む全ての加盟国に利益をもたらす。一方、国際海上輸送サービスに関する規制は、輸出入価格及び外国からの直接投資等、多くの経済要素に悪影響をもたらす。海運分野の自由化は、国際海上輸送費用を低減させ、荷主の選択の幅を広げ、さらに迅速で効率的な輸送を確保するための鍵となる。また、本分野の自由化は外国投資を刺激し、海運サービス分野の雇用機会を増大させるのみならず、他の関係するサービス分野の成長も促進し、海運自由化による多面的効果は船舶の保守・修繕サービス、船級サービス、流通サービス、実務サービス、通信サービス、銀行サービス及び保険サービス等に裨益する。
4. 持続可能な開発、海上のセキュリティ及び安全を確保しつつ、海上運送サービス分野において意義ある自由化を達成し、当該分野が多国間貿易制度及びGATSの枠組みで広く規律されることを担保するとの見地から、我々は、全加盟国の今次交渉への積極的な参加を求めるものである。